

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和3年度）

住 所 埼玉県所沢市くすのき台一丁目
11番地の1
事業者名 西武鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 喜多村 樹美男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
①競艇場前駅 ②多摩湖駅（元：西武遊園地駅） ③西武園ゆうえんち駅（元：遊園地西駅）	内方線が未整備の駅については、全ホームに内方線付き点状ブロック（一体型）を整備する。	①～③： 計画通り実施した。
④航空公園駅 ⑤玉川上水駅 ⑥萩山駅	内方線が整備済みで点状ブロックがJIS規格に適合していない駅については、内方線付き点状ブロック（一体型）を整備する。	④～⑥： 計画通り実施した。
⑦西吾野駅	その他、JIS規格に適合していない駅については、JIS規格対応の点状ブロックの整備に向けた検討を進める。	⑦： ホームまでの段差解消にあわせ、内方線付き点状ブロック（一体型）の整備を実施した。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による、設備を使用した役務の提供	車いすご利用のお客さまの円滑な乗降補助として、車両とのすき間およびホームの段差に対して渡り板を使用してお案内している。また、乗降駅への案内連絡方法として、スマートフォンを使用した車いすご利用のお客さまご案内業務支援システムによる運用を行っている。聴覚障がいをお持ちのお客さまに対しては、筆談器やタブレットの筆談アプリを使用したご案内、QRコードを活用した運行情報等の提供を行っている。	計画通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による旅客支援	お困りのお客さまへの積極的な声かけほか、車いすや白杖をご利用のお客さまやご高齢のお客さまから介助依頼を受けた際は、列車への乗降支援を継続して実施する。	計画通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
西武線アプリのアップデート	公式スマートフォン向けアプリ「西武線アプリ」について、継続して利便性向上を図る情報を提供する。	計画通り実施した。
音声案内の整備	1日あたりの乗降人員が3千人以上の駅について、音声案内の整備を進めていく。	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員への教育	駅係員および乗務員にはお客さまサポートマニュアルを配付して教育を実施し、お客さまへの積極的な声かけや誘導対応ができるようにしている。また、入社時をはじめ定期的に接遇教育を実施している。	計画通り実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
掲出物による啓発	駅構内に、国土交通省作成の「視覚障害者への声かけサポート」のポスターを掲出し、ご利用者に対する配慮についての活動を行っている。	計画通り実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ 本社勤務、技術系職員全員へバリアフリーに対する理解度の向上を図るべく、通信教育にて「バリアフリーについて」の教育を行った。
- ・ 沿線自治体の基本構想作成のための協力として、自治体主催のバリアフリー推進協議会等に参加し責務を果たした。

(3) 報告書の公表方法

当社Webサイト(インフォメーション)に掲載

<https://www.seiburailway.jp/newsroom/list.html?keyword=インフォメーション>

(4) その他

--

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。